

二〇一七年度 卒業論文

現代における宗教教誨の必要性について

―浄土真宗を中心にして―

# 禁廠 コピ

L140024

沖野 左來

目次

序論 . . . . . 1

本論 . . . . . 2

第一章 教誨師とは . . . . . 2

第一節 教誨師の起こり（明治時代から大正時代） . . . . . 2

第二節 教誨師の起こり（昭和時代） . . . . . 7

第二章 宗教教誨の現状と課題 . . . . . 10

第一節 平成の教誨師 . . . . . 10

第二節 一般教誨師とは . . . . . 13

第三節 一般教誨師と宗教教誨師 それぞれだからできること . . . . . 16

第三章 宗教教誨の必要性 . . . . . 18

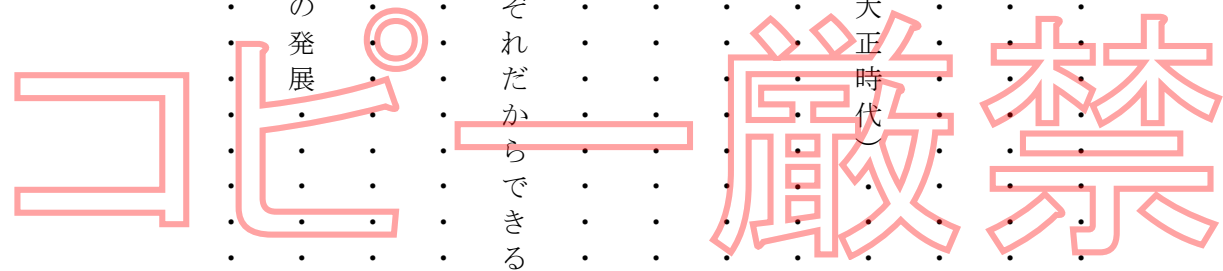
第一節 現代における宗教教誨の意義 . . . . . 18

第二節 宗教教誨師の必要性とこれからの発展 . . . . . 20

結論 . . . . . 21

註

参考文献



コピー — 厳禁

## 序論

私は、図書館でたまたま見つけた「宗教教誨」という言葉に興味を持ち、調べてみると監獄や矯正施設で被収容者に対してカウンセリングのようなものを行っていることを知った。私は普段からテレビやニュースで見ている中で犯罪者が逮捕された後、どのような生活を送っているのか、どのように更生していくのかということについて大変興味があった。なので、この教誨師という言葉を知った時も同様に、どのような形で監獄や矯正施設にいる被収容者と関わっているのか、ということを知りたくなった。

そこで、この論文では、今も活躍している宗教教誨師の歴史を探り、宗教教誨師がどのような歴史を経て現在の形になったかを述べたい。また、調べていく中で、「宗教教誨」のほかにも「一般教誨」というものがあることを知った。そこで、この二つはどう違うのかということと、なぜ二つに分かれてしまったのかということも論じたい。そして、「宗教教誨」と「一般教誨」がある中で、何故「宗教教誨」が現代に必要なのかということについてここに論じる。

本論では、まず第一章で教誨師の歴史について述べる。第一節では、明治時代から大正時代まで順に時代を追いつながり、各宗教宗派が行っていた教誨の実情や、その時代の教誨師の立ち位置などについて述べたい。第二節では、昭和時代の教誨師の在り方について述べる。太平洋戦争が勃発し、荒れ狂う世の中で、教誨師がどのような役割を担っていたのか、また、戦後宗教教誨においてどのような変化があったのかについて述べる。続いて第二章では、まず第一章で平成になってからの宗教教誨について、現在の宗教教誨はどのような場所で、だれを相

手に、どのような活動を行っているのか。ということについては詳しく論じる。そして、第二節では、「宗教教誨」とは別に存在する「一般教誨」について、何を行っているのか、また、宗教教誨との違いは何なのかということについて論じたい。そして、第三節では、「宗教教誨」と、「一般教誨」が別々に存在するということは、それぞれに存在意義があると考ええる。その、それぞれの存在意義について論じる。最後に第三章では、その二つの教誨がある上で、宗教教誨は現在に必要なかどうか、どういった部分で必要性があるのかを論じる。そして宗教教誨はこれからどう発展していくのか、というところにも触れたい。

宗教教誨

## 本論

### 第一章 教誨師とは

#### 第一節 教誨師の起り（明治時代から大正時代）

初めに、教誨師の起りについて述べる前に、その言葉の意味について述べる。教誨とは、「おしえいませる」こと。おしえさとすこと。「(角川国語辞典新版 昭和五十七年 二五三頁)とある。すなわち、教誨師とは矯正施設や拘置所において収容者の精神的な救済を目的とし、おしえさとす人のことである。

では、実際の教誨師の歴史を明治時代から順に辿ってみると、明治五年十一月になった時に、わが国最初の監

獄立法である監獄則及び図式が制定された。しかし、この内容は、仁愛精神に教化改善しようとする近代的自由刑の理想は打ち出されているものの監獄則制定時の地方監獄の実情は、これを容易に実施できるものではなかった。そんな中で、真宗大谷派が監獄則発布に先立って名古屋監獄に教誨を申請し、明治五年七月に許可された。続いて、同派で、同年八月に福井県でも許可を得ることができた。また、浄土真宗本願寺派僧侶船橋了要は明治六年四月に岐阜監獄での教誨が許可された。その後、これらの真宗僧侶の教誨活動に刺され、全国各地で教誨実施を出願するものが相次いだ。1ということとは、監獄に申請を行い、教誨を初めて行ったのは真宗大谷派だということだ。その後、各宗教宗派に広がっていったのである。

現在では、東西両本願寺が行う教誨師数が多いが、明治十四年までの各宗教宗派の教誨師数は次のとおりである。

浄土真宗本願寺派 十四

真宗大谷派 二

真宗大谷派・本願寺派合同 三

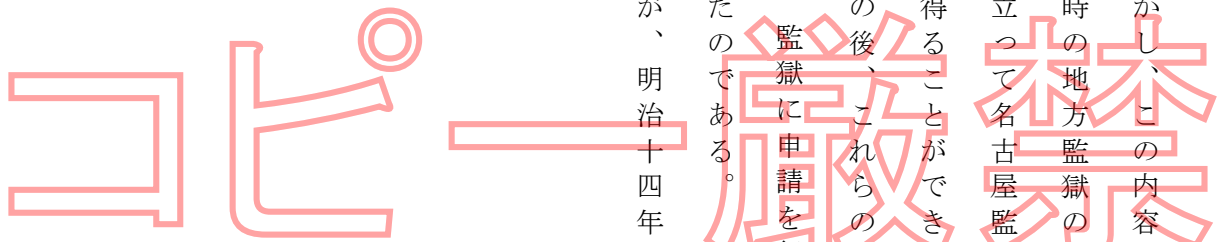
浄土真宗本願寺派・神道合同 一

真宗高田派 二

華嚴宗 一

仏教各宗合同 八

仏教各宗・神道合同 八



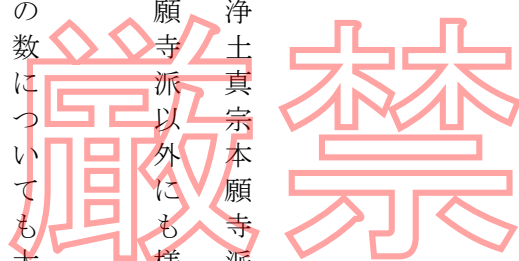
この資料を読むだけでも、教誨活動当初から浄土真宗本願寺派と真宗大谷派がいに積極的に教誨活動に参加意欲があつたかがよくわかる。だが一方で、本願寺派以外にも様々な宗派が数は少ないながらも教誨活動を行つていたのである。

また、明治時代において、教誨を始めた監獄の数についても大きな飛躍がある。

当時、各府県に所在する監獄は百四十余りであつたが、そのうち、明治十年までに教誨の創始をみたもの十八施設、明治十一年から明治二十年に至る十年間に八十施設、明治二十一年以降に実施をみたもの二十二施設となつている。わが国の監獄教誨は、明治十年から明治二十年に至る十年間に、飛躍的に発展したことが知られる。しかし、これらの教誨は、いずれも篤志にもとづくものであつて、教誨制度のごときものには至らず、従つて、教誨担任の職員配置ももちろんなかつた。<sup>3</sup>

この部分を読むと、明治時代に教誨を始めようという動きはあつたものの、実際に活動する際の詳しい制度や職員の担当配置等はまだ十分でなかつたことがわかるとともに、その活動自体も、各宗教宗派によるボランティアの様なものであつたことがわかる。この約二年後、教誨師はその名称をもって活躍を始めることになる。

明治十四年三月、多年の懸案であつた司獄官の名称統一が行われ、また、それと同時に、司獄官吏及び傭人



設置程度並びに傭人分課例が制定され、法文上、ここにはじめて、教誨師の名称が生まれた。次いで、同年九月には監獄則を改正して、教誨師をして教誨をなさしむべき旨が明示された。<sup>4</sup>

この制度のあと、教誨師を任用した監獄は減り、全国でわずか数ヶ所であった。この後に、教誨師は二つの系統に分かれることになる。その二つの系統は以下のものである。

一つは、本来の教誨師、すなわち、囚人・懲治人に改過遷善の道を講じる者は各宗本山を通じて宗教家に委嘱し、二つには、財政上余裕のある府県は別に懲治人の教育を担当する教誨師を官置することとなった。<sup>5</sup>

このように、教誨師に二種類の系統が生まれた後も、東西両本願寺は、全国から常駐教誨師の派遣の要請があったときはすぐに受け入れた。こうして、東西両本願寺派遣の教誨師は全国へと広まっていった。また、それまで監獄や矯正施設に独立した教会堂がなかったことから、寄付金によって教会堂・仏像の設立を図り、教誨師の普及に努めた。

その後、明治二十二年七月、勅令により監獄則が改正されたが、教誨の活動内容に関する事項では特に大きな変更なかった。だが教誨師の勤務形態には大きな変化があった。この改正以降、教誨師は監獄職員と同じ様に毎日出勤をして、掌事務も担当するようになった。しかし、給料や旅費を本山が負担する派遣形式ということは改正後も変わらず、東西両本願寺以外の宗派は、財政的な面から教誨師の派遣を中止せざる終えなかった。<sup>6</sup>

次に、キリスト教の監獄教誨進出について述べる。



明治十八年十二月、時の外務大臣井上馨は、多年の懸案である条約改正に利せんがために宣教師及び牧師を招へいして優遇し、あるいは、吏僚を協会に出入せしめてキリスト教の歓心を得んとした。キリスト教による篤志教誨は、明治十一年石川島監獄及び市ヶ谷監獄において行われたのもって最初とし、同十四年に徳島監獄において、同十六年松山監獄において地方在住のキリスト教牧師によって行われた。しかし、これらはいずれも篤志による教誨で、いまだ、常置教誨としてのものではなかった。<sup>7</sup>

キリスト教の教誨は、外務大臣井上馨の後押しもあり、一時期勢力を強め、北海道全域まで広がる。しかし、一八九八年に起こった巢鴨監獄教誨師事件をきっかけにしてキリスト教の教誨は、現地での教誨を中断し、北海道全域からも撤退してしまふ。

これまでの本論の内容から、明治時代では、教誨師という名称が統一され、東西両本願寺が派遣する教誨師の全国への普及が行われた。また、キリスト教教誨の発展と撤退等、全国各地に教誨が広まろうとしていることがわかる。

そして、大正時代になると教誨師はさらに様々な通達を国から受ける。

大正二年五月、司法省訓令監秘甲第四十号をもって主任制度に改正された。監獄の業務は、保安・作業・教育の三つが三本柱として重要な使命をもっており、従って、その重点はこれらのラインの業務におかれねばならないものである。この意味から、大正二月の監獄事務分掌改正は、その第一条において、重要なライン部門を戒護主任、作業主任、教務主任と最初にかかげ、サービス部門を後にかかげたことは注目に価する措

置といえる。<sup>8</sup>

これは、監獄における重要な仕事の部門を掲げることができ、より明確に迅速に作業効率を上げることができたのではないだろうか。

この節では、明治時代における教誨の起こりから大正時代における教誨について述べた。各宗教宗派が始めた取り組みが国の勅令にも出てくるようになる等、教誨という活動が確立していった。昭和時代になると戦争の影響もあり、教誨自身の在り方や教誨の活動内容について大きな変化があった。その点については次の第二節で述べる。

## 第二節 教誨師の起こり（昭和時代）

昭和時代になると、教誨の本が出版されたり、東西両本願寺の教誨師が全国の刑務所に派遣されるようになった。また、海外への派遣も行われ、太陽戦争が始まるころには教誨師の中にも司政官や軍属として派遣される者がいた。そんな中、昭和十年に思想犯保護観察法が制定された。その内容は、監獄から仮出所した者に対して本人の言動を監視するというものである。その観察を行う者のことを保護司と定めた。この法律が制定され、翌月から実施されると、教誨師から保護司に転職する者もあらわれた。この頃の宗教教誨はなかなか活動がスムーズにいかなかった。しかし、昭和二十九年に行われた全国教誨師大会の開催が気運を高めるきっかけとなる。

昭和二十九年四月、大阪市において第一回全国教誨師大会が開催されるに及び、宗教教誨の目的、使命、方法、

組織などが研究協議され、これを機に一躍活気を呈することとなった。そして、昭和三十年五月、名古屋市において第二回全国教誨師大会が開催されるや、教誨師の全国的組織結成の気運が高まり、名古屋市の大会においては、全国教誨師連盟結成準備委員会が設けられた。次いで、昭和三十一年五月、東京における第三回全国教誨師大会の際、全国宗教教誨師連盟（総裁大谷光照）が結成された。<sup>9</sup>

こうして、宗教教誨が全国的に組織として活動することになったのである。

また、昭和時代の教誨師の数については、

教誨師の人員は昭和十五年十月の資料によると、奏任待遇五十七人、判任待遇九十一人、教師三十五人、嘱託四十七人となっている。教誨師の学歴は、大学卒業者と専門学校卒業者が大部分で、いかに学識の豊富な人材を集められていたかをうかがうことができる。<sup>10</sup>

この頃から、宗教教誨のほかに一般教化が重要視されるようになっていった。映画を刑務所で映写するようになる等、一般教化が全国各地に広がった。しかし、戦時に入り、制限が設けられるようになった。例えば、放送教育については次のことが定められた。

放送教育については、昭和五年十二月行甲第一七二六号通達で、ラジオ受信機に関する指示がなされ、このとき、刑務所の教化器材としてラジオ受信機の設置をみたのが、その濫しようということができる。当時のラジオ放送は、講堂その他適当な場所において、休業日、祝日等に行なうことが原則とされ、聴取者も、入所後二カ月未満の者、余罪審理中の者等は除外され、また、放送内容も、講演、祝日等の式典の状況、音楽

演奏等、純教育的 content のみに制限されていた。

このように、そのラジオを聴くことができる者とその content に制限が設けられていた。しかし、そんな制限がある中でもラジオは全国へと広められた。その後、ラジオ受信機は全国各刑務所に取り付けられた。当時のラジオ受信機は中継放送だったため、十分な聴取ができず、**教誨師**が放送の内容を要約して自主放送を行うこともあった。

戦前・戦中の教誨は、主に東西両本願寺所属の**教誨師(官制)**で占められていたが(その他に三重刑の真宗高田派、千葉刑の、真言、浄土、曹洞、真宗大派、日蓮の各宗混合がある)、日本政府のポツダム宣言受諾により、第二次世界大戦となると、連合軍司令部よりポツダム宣言条項第十「信教の自由」確立の基本原則による指令が出た。これにもとづき、昭和二十年十二月刑政甲第二三四九号刑政局長依命通達が発信され、「教誨堂内の仏壇及び施設内の神棚撤去」が指示された。しかし、その通達の中には、信奉者の宗教的感情を阻害しないように留意せよといったことや、監獄や矯正施設内の適当な一室を準備して仏壇を安置し、希望者の礼拝所に充てるよう配慮することが示されていた。つまり、この「信教の自由」は決して宗教信仰の阻害をすすめる方針のものではない点が力説され、当時の当局の通達草案については、かなり苦心した跡がしのばれる。<sup>12</sup>

新憲法が施行されたことで、今まで刑務教誨師だった司法教官は、司法事務官に名前が変わり、教化行政に携わるということ、宗教教誨は一切できなくなった。こうして、宗教家の施設への教誨は、各都道府県の委員会の斡旋により行われるようになる。

この章で分かるように、宗教教誨については昭和時代、特に戦後にいまの体系へと変化していったのである。新憲法で明確に信教の自由について定められたことから、司法事務官は宗教教誨に携わることができなくなった。つまり、国が宗教に関することを運営するのは禁じられた、ということである。しかしそれは決して悪い方向ばかりに進んだのではない。信教の自由が確立されたということは、信仰者の希望があればそれに答えることができるようになったということである。監獄や矯正施設に収容されている人にも、宗教の自由が確立されたというのは、教誨の歴史の中でも重要なポイントである。次の章では、現在の宗教教誨の現状と課題について、宗教教誨だけでなく一般教誨の内容についても触れながら論じる。

## 第二章 宗教教誨の現状と課題

### 第一節 平成の教誨師

現在の宗教教誨がどのようなものであるか、ということについて書くと、

現在の宗教教誨は、宗教の「こころ」を丁寧に教え諭すものであり、刑事施設の被収容者に対し、各教宗派の教義に基づいて、徳性の自発的発露を促していく活動である。その実施形態によって、集合教誨、個人教誨、忌日教誨などに区分される。<sup>13</sup>

とあるように、教誨活動の内容としては昭和時代、終戦後に固まったものがそのまま活動として続いている。

そして、戦後、平成時代になった後の教誨活動の内容をより詳しく述べると、宗教教誨の主な活動は、集合教誨・個人教誨・忌日教誨・遭喪教誨・棺前教誨が挙げられる。それぞれの内容については公益財団法人全国教誨師連盟が運営を行っているホームページにて記載されているため、そこから抜粋する。

集合教誨は、グループ教誨ともいい、同一教宗派の教誨を希望する者のグループに対し、各教宗派の教義に基づき行う教誨です。個人教誨は、被収容者が特定の教宗派の教誨を希望した際、特定の教誨師が希望者に対し、面接指導を行う教誨です。忌日教誨は、親族や被害者の命日に故人の冥福を願うもの。遭喪教誨は、父母の訃報に接した際に行う教誨です。<sup>14</sup>

様々な宗教教誨の活動があるが、あくまでもこれは希望した者のみに参加できるところが重要な部分である。信教の自由がある上で、本人の意思で教誨を受けているということは、各教宗派が行っている宗教教誨が収容者に対して必要であることを証明しているといえる。

先ほど述べた宗教教誨のほかにも、監獄や矯正施設内で大祓会・彼岸会法要・盂蘭盆会法要・クリスマス会等、宗教的儀式も行っている。

大祓会は、一年中の罪や汚れを祓い清める神道の儀式で、六月・一二月に神道教誨を希望する者に行います。彼岸会法要・盂蘭盆会法要は、祖先の御霊をまつり冥福を祈る仏教儀式で、春秋の彼岸、夏のお盆前後に仏教教誨を希望する者に対して行われます。クリスマス会は、イエス・キリストの生誕を祝う儀式で、一二月二十五日前後にキリスト教教誨を希望する者に対して行われます。<sup>15</sup>

これを見てわかることは、現在も仏教だけでなく、神道やキリスト教も宗教教誨を行っているということである。歴史をたどると、本山から教誨師を監獄や矯正施設へ派遣に出すお金の問題などで仏教以外の宗教教誨師は数が極端に減った事もあったが、現在はその数がまた増えているということも、宗教教誨が現代にとって必要であるということがよくわかる。

次に、宗教教誨師の人数についてみると、「平成三年の時一六四五人、平成七年の時一六九九人、平成十一年の時一七四七人、平成一五年の時一七六六人、平成一七年の時一八〇二人」<sup>16</sup>と続き、平成二九年現在の人数は一八六四人である。数だけを見ていると年々増加しているのがわかる。これも、宗教教誨が監獄や矯正施設において必要とされているからではないだろうか。必要ない、若しくは教誨師の数が足りるのであれば教誨師の数が増えることはないはずである。

この節では、平成になり宗教教誨が各宗教宗派の「こころ」を教え諭すものであり、そこから被收容者に対して自発的発露を促す活動をしていることが分かった。その宗教教誨の実態として集合教誨や個人教誨も行っているということを明らかにした。また、宗教教誨師の人数は年々増加しており、これは宗教教誨師が現場で求められているということを表している。宗教教誨は、各宗教宗派の教義に基づいて教誨や宗教的儀式を行う。では、一般教誨は具体的にどのようなことをしているのか。次の節で述べる。

## 第二節 一般教誨師とは

まず、一般教誨師がどういうものかというのと、

一般教誨は道徳や倫理の講話などで、刑務官・法務教官などが行い、宗教教誨は宗教的な講話や宗教行事で、各宗教団体に所属する宗教者(僧侶・神職・牧師・神父など)により行われる。<sup>17</sup>

とある。先ほどの章までで述べていた宗教教誨師、つまり各宗教派の宗教者達ではなく、刑務官や法務教官が担当していたのが一般教誨ということである。ではその一般教誨の内容について詳しく述べる。前の章までで述べてきたように、道徳、講演、ラジオ放送などもこれにあたる。被收容者の一般教誨施策について詳しく定められたのが昭和二十一年十月行甲第九八一号の「行刑教化の充実について」の通達である。

まず、図書については、軍国主義、国家主義的内容の官本を廃棄すること。私本の審査は、所長限りとし、できる限り私本の差し入れを許可して充実を期すこと。受刑者には、切り抜き新聞、適当な雑誌をできるだけ多く閲読させること。未決拘禁者に対する雑誌の種類は制限しないこと。各種競技(野球、庭球、排球、卓球、体操等)は、各所の実情に応じ、適宜行わせること、運動会を開催すること、また、囲碁、将棋等を楽しませて收容者各自の持つ技を競わせて気分転換をはかり、フェア精神を体得させることが支持された。今日の言葉でのいわゆるレクリエーションのことである。<sup>18</sup>

とある。まず図書については、軍国主義・国家主義的内容のものは廃棄されたものの、その他の図書に関しては積極的に取り入れている。また、レクリエーションについても、体を動かす競技や頭を使う競技を取り入れる



ことで、被收容者の精神的な問題を解決する手助けを行っていると言える。

視聴覚教育の面では、ラジオ放送を最大限に活用して、平和的文化的な教養、情操教育、健全慰安に資することになるとともに、レコードの活用についても活発化の支持がされた。また、映画、演劇、音楽などの会は、二カ月に一回は鑑賞させ、開催後は、感想文を書かせて鑑賞能力を養わせること、その他、詩、短歌、俳句、書道、草花栽培について指示された。<sup>1)</sup>

昭和時代から続いているラジオ放送を活かし、**教養、情操教育、健全慰安**の部分で平和的で文化的な情報の発信を務めた。また、今までになかったレコードも大いに活用された。ただ見る、聴くだけでなく、被收容者に自分がどのように感じたかを書いてもらうことでより情操教育を促したのである。

様々な面で細かく制定され、一般教誨の活性化が図られた。戦前と比べると、この終戦から憲法改正の直前までは一般教誨の飛躍した時期といえるであろう。

では、宗教教誨と一般教誨が明確に分かれたのはいつだろうか。

日本においては、一九〇八年（明治四十一年）の監獄法以来、もっぱら監獄において、「受刑者には教誨を施す」ことが求められてきた。その内容上、教誨は、**宗教による教誨**とその他の一般教誨と宗教教誨に区別されうるが、教誨は明治期においては、宗教教誨としてのみ觀念され、昭和期に入り、宗教的な教誨を強制することの問題性が意識されるに至り、**宗教的觀念を離れた特性の教化と精神の修養**、いわば人としての生き方の指針としての一般教誨が在監者に施され、**これと並行して宗教教誨が実施されていた。**<sup>2)</sup>

ということは、宗教教誨と一般教誨が明確に分かれたのは昭和時代ということである。そして、信教の自由を守るということから、一般教誨は被收容者全員に施されたが、宗教教誨は希望者のみであったことがここからもわかる。そして、次の文章からも宗教教誨と一般教誨の違いがみられる。

第二次世界大戦後は、信教の自由を保障し、国及びその機関の宗教的活動を禁じる日本国憲法の下で、刑事施設では、一般教誨のみが許されると解され、国は宗教教誨を行うことができないと考えられた。<sup>21</sup> ということは、まず初めに宗教教誨が行われ始めて、その次に道徳や講話など一般教誨というものが生まれ、そのあと、日本国憲法により国が宗教教誨を行うことは禁じられて、一般教誨のみが許されたということである。

一般教誨は全員参加だが、宗教教誨は日本国憲法に定める信教の自由の観点から被收容者本人の自由参加である。監獄法に書かれている教誨とは、新憲法の下で道義による一般教誨の事を指しているのであって、宗教教誨ではないと司法で明らかにされている。

では、今現在日本の監獄や矯正施設で主に施されているのは一般教誨の方だということではないだろうか。これについては、別の文献も参考にしたい。

東京地裁は、一九六一（昭和三十六）年九月六日、憲法が国及びその機関に対し厳しく禁止（厳禁）している宗教活動は、「宗教信仰の宣伝（一宗派の宣伝のみならず、宗教一般についてその信仰を宣伝する場合も含まれる。）を目的とする一切の活動」と解することができる。したがって、「宗教信仰の宣伝にならない程度で、国及びその機関が、必要な場合收容に関する一般知識の理解、増進を図ることまで禁じられているものでは

ない。人格の改善を主要な目的とする刑政の場においては、宗教信仰がこの目的達成のために、大きな役割を果たすことは明らかであるから、受刑者に対し、宗教の社会的機能について理解させることは必要なことといわなければならない」として、「宗教活動に関する録音テープを使用し、宗教家の講演を聴かせても、その内容が宗教の宣伝にならない限り憲法に違反するとはいえない。」と判事した。<sup>22</sup>

つまり、国が決めた憲法の内容は、国が運営する機関において、宗教信仰の宣伝となるものは禁止する。しかし、あくまでも宣伝が禁止というだけであって被収容者が宗教を必要と感じた時も禁じているわけではない。被収容者が宗教について講演や教義を聴きたいと申し出たとして、それがその宗教の宣伝でなければ何の問題もない。ということである。こうして、一般教誨と宗教教誨は完全に違うものだとして一層明確になった。

### 第三節 一般教誨師と宗教教誨師 それぞれだからできること

一般教誨と宗教教誨、それぞれどんな役割があるのかについてだが、まず、一般教誨は、世間と離れて過ごす被収容者に、自分もその世間の一員なのだということを忘れないためにあるのではないだろうか。内容も、身体を動かしたり、講演を聴いたり、観劇をするなど自分自身の感性をみがいたり、他人とのつながりを感じられるものが多い。また、一般的な道徳を学ぶことで更生へと促しているのではないかと考える。一般教誨を受けることで、刑務所や矯正施設を出た後の生活への後押しになるのではないだろうか。

一方で、宗教教誨の役割の中で一般教誨と違う所として挙げられるのは、わかりやすい道しるべがある。とい

うことである。それは何かというと、各宗教宗派の教義のことである。これは一般教誨にはないものだ。宗教だからこぞできる手助け、促しではないだろうか。浄土真宗本願寺派前門様も、宗教教誨について以下のように述べられている。

人には恥ずかしくて言えないことも、仏様の前で、一対一で仏様に向かった時には隠さず明らかにして、私の私を支えてくださっているという安心感で、自分の辿ってきた道をふりかえる、受け入れる。施設の中にいる人も、いない人も、共通した課題でありますし、特に犯罪をおかしたという深刻な場合にはよりしっかりと支えられているという背景があつてこそ、自分の罪を受け入れる、自分で自分を受け入れられるようになる。<sup>2</sup><sup>3</sup>

宗教教誨には様々な実施形態がある。団体教誨、個人教誨、それと各種教宗派によって季節ごとに行われる宗教的儀式も、参加意欲のある被收容者にとってはかけがえのないきっかけの一つなのだろうなと感じる。被收容者の罪を、自分自身がきちんと受け止められるように、また、自分が起こした罪によって、傷ついた人がいるというような受け止めづらい部分もしっかり見つけなおす。宗教教誨はそんな手助けをしているのではないだろうか。

この節では、一般教誨と宗教教誨それぞれだからできることについて述べたが、まず一般教誨は全員科必ず参加しなければならないというところが大きな利点である。被收容者は全員道徳や講話、観劇に参加することができるし、本人に意欲がない場合でも、必ず受けなければいけないものとされている。必須の項目だからこそ、その道徳や講演は被收容者にとってかけがえのないものになるのではないだろうか。また、宗教教誨は希望者の願

いを叶えて宗教活動に参加してもらっている、というところが大きい。これは、自分の心のよりどころ、相談相手を被收容者が自ら選択しているもので、その分、その活動や講演を聞く時の何かを得たい。と思う気持ちも大きいのではないかとことである。各宗教宗派の教義という道しるべもあるが、被收容者は僧侶や神父に話を聞いてもらって自分の行いを振り返りたいと思っている。宗教教誨はそんな役割を担っているのではないだろうか。一般教誨と宗教教誨は、それぞれ行っている内容が違う。だからこそどちらも存在意味があるのだ。

### 第三章 宗教教誨の必要性

#### 第一節 現代における宗教教誨の意義

今日まで、刑務所や拘置所において教誨師という活動が無くならず、いまもお教誨師の数を増やし続けているということは、一般教誨師では補えない部分が宗教教誨師にはあるということである。例えば、日本国は被收容者の信教の自由を保障している。それは、何の目的があつて保証をしているのだろうか。彼らは監獄や矯正施設にいたので仏閣や教会、神社に参拝することはできない。では、その目的とはいったい何なのかという疑問が浮かび上がる。

憲法の要請である信教の自由を保障し、被收容者一人ひとりの宗教的欲求に応えるため、民間篤志家(ボランティア)である宗教家の協力が必要になる。現在の宗教教誨師は、宗教の「こころ」を丁寧に教え諭すもので

あり、刑事施設の被收容者に対し各教宗派の協議に基づいて、徳性の自発的発露を促していく活動である。<sup>24</sup>つまり、被收容者が宗教教誨を希望した場合、宗教家がボランティアの宗教教誨という形で協力し、その宗教の教義を教え諭すということである。そして、宗教の布教よりも被收容者の心のケアを目的としているのである。

また、実際に教誨師と被收容者に対して調査を行ったデータがある。その内容は、回答者の日ごろの不安・心配事について尋ねたものである。

受刑者に多く選択された項目は、「1 施設内でのほかの受刑者との人間関係」、「8 出所後の生活全般である」の2項目である。この結果は、刑事施設職員と教誨師でも同様の結果である。よって、この2項目が受刑者の日ごろの不安・心配ごとの主だったものと考えられる。さて、この調査では受刑者の不安・心配ごとについてたずねているが、釈放時アンケートでは、受刑生活で苦労したことはなにかをたずねており、17項目から3つまで選択できることになっている。このアンケートの結果で、最も選択されているのは、「受刑者同士の関係」であり、各年度において70〜80%の受刑者が選択している。「自由がない・好きなことができないこと」という刑事施設に收容されていること自体に関する項目が31〜34%であることを考えると、「受刑者同士の関係」に非常に苦労したことを示している可能性がある。このアンケートの中に、個人教誨の内容について聞いたものが入っていたが、もちろん、宗教教誨の下で個人教誨を行っているので、内容は宗教に関する者も含まれていた。だが、それだけではなかったので、一部記載すると、「釈放後の生計について」「被害者のための祈り」「家庭の事情、夫婦間の問題」「家族に心配をかけていること・

家族の健康のこと」等、自身のこれからについてや、自分の周りの人に対して不安や悩みを持っている受刑者もいることがわかる。そういった悩みに対して、問題の解決というよりは、ただひたすら話を聞き、受刑者本人が考えられるようにする空間づくりを行うのも、宗教教誨師ができることである。受刑者が持っている悩みというのは人それぞれである。その一人一人の悩みに耳を傾け、受刑者が悩みを受け止め先に進めるように手助けをする。そこに、宗教教誨の存在意義があるのではないだろうか。<sup>25</sup>

つまり、宗教教誨において、大切なことは被收容者の悩みを解決することよりも、悩みをひたすら聞き、本人が自発的に考えられる空間を作ったり、解決を促すような対話を行うことである。

## 第二節 宗教教誨師の必要性とこれからの発展

ここまできて、宗教教誨師の必要性について述べるが、まず、一つ目は、受刑者や收容者にも信教の自由があるという点である。例えば場所が隔離されていたとしても、信教の自由はあるので、そのために宗教教誨は必要といえる。もう一つは、受刑者や收容者の心のケアについて宗教教誨師が大きく担っていると見える。家族や親しい人には言えないような悩みや、また、そのような家族がいない收容者にとって、宗教教誨師の存在というのは大きな心のよりどころとなっているのではないだろうか。その悩みの内容は、実際に自分が犯してしまった罪に関するものであったり、離れ離れになっている家族のことであったり、收容所を出た後の自分の生活についてだったりするわけだが、そういったことに対して宗教教誨師はただひたすら話を聞き、受刑者自身ができることと

向き合い、解決方法を導き出したり、前を向くことができるように手助けしているのである。

また、今後の発展についてだが、年々、理由は様々だが収容施設に入る人の数は増えていると言われており、その人たちが仮釈放、釈放となることを考えると、宗教教誨師の需要もどんどん増えていくのではないだろうかと思う。その分、宗教教誨師自身の負担も増えるわけで、拘束時間も増えるということにつながる。今後の課題は、宗教教誨師自身の活動時間や役割分担などどのようにして負担を増やさないようにするか、ということにあるのではないだろうか。

宗教施設

## 結論

この論文を書き始めたきっかけは、宗教教誨師とはどのような場所で、だれに、なにを行っているのかを知りたかったからである。また、論文を書く前に調べていく中で、宗教教誨師だけでなく一般教誨師という存在も明らかになった。この二つの教誨の違いについて、また、二つの教誨が存在する中で宗教教誨師の存在意義は何なのか、一般教誨ではなく宗教教誨だからできることは一体何なのかということも論じようとしていた。

本論を順にたどっていくと、まず第一章では教誨師の起こりについて述べた。第一節では、明治時代から大正時代までの歴史をたどった。教誨師という名称が生まれたのもこの時代である。真宗大谷派が初めて監獄での教



誹を申請して教誹活動を開始した事や、教誹活動当初は東西両本願寺が活動の中心だったものの、他の仏教宗派や神道も数多く活動しようとしていたことが明らかとなった。他にも、キリスト教が北海道へ進出したにも関わらず、巢鴨監獄教誹師事件によって撤退してしまったり、教誹師を派遣する財政的な問題から東西両本願寺以外の宗教宗派の教誹が次々中断せざるおえなかった。教誹を広めようとはするものの、なかなか上手くいかず、混乱の時期でもあったのである。続いて第二節では、昭和時代の教誹師の歴史について述べた。昭和時代になると、国からの要請で教誹師が活動することも増えていった。そんな中、昭和二九年に初めて全国教誹師大会が行われ、宗教教誹の目的、使命、方法などが研究協議された。その後、全国教誹師連盟が結成されたのである。これによって教誹師は組織として教誹活動を行うことが出来るようになった。また、一般教誹が広まったのも昭和時代だったことがわかった。戦中は制限を設けられながらも、一般教誹は監獄や矯正施設で実施された。そして戦争が終わり、ポツダム宣言の指令によって、「信教の自由」が確立されたのである。これが確立されたことにより、宗教教誹は希望者のみが参加し、国はこれに携わることが出来なくなってしまった。この時から、宗教教誹と一般教誹は大きく分かれたのだ。

次の第二章では、宗教教誹の現状と今抱えている課題について論じた。まず、第一節で現在の宗教教誹師が刑事施設にいる被收容者に対して様々な実施形態を通し自発的発露を促していることが明らかとなった。「信教の自由」があるので、宗教教誹に参加するのは希望者のみであり、集団教誹や個人教誹のほかにも宗教的儀式を行うことで被收容者の自発的発露を促しているのである。また、平成の時代に入ってから、宗教教誹師の数が統計

を取る毎に増加していることも判明し、宗教教誨師が刑事施設等で必要とされていることがわかった。第二節では、終戦後から飛躍的に全国へと広まった一般教誨について、その活動内容とそれが被收容者にどんな影響を与えるのかについて論じた。図書やレクリエーション、観劇など様々な分野の体験を被收容者に行ってもらうことで、被收容者の気分転換を図る内容や、感性を豊かにするような内容が盛り込まれていた。また、收容者に教誨を行うことは定められていたため、宗教教誨と違って一般教誨は全員参加であることは一般教誨の大きな強みであり、必要性が高いことがわかるのではないだろうか。

第三章では、宗教教誨の必要性について論じた。まず第一節では実際に教誨師と被收容者に対して行われたアンケートを基に宗教教誨の存在意義について論じた。アンケートの内容は、回答者の日ごろの不安・心配事について尋ねたもので、多く回答されたのは「人間関係」と「出所後の生活」についてだ。それらの問題に対して、宗教教誨師が行うべきなのは問題解決ではない。ただひたすら話を聞き、被收容者本人が受け止め、先に進めるように促すことが役割なのである。ということがあきらかとなった。続いて、第二節では、宗教教誨師の今後の発展と、現在の課題について論じた。ここでは、年々宗教教誨師の数が増えているということは、宗教教誨師が必要であることを表しており、これからもその需要は増え続けると考えられる。その時に、宗教教誨師への負担が今後の課題となってくるのではないだろうか。

以上の本論をふまえると、まず、「宗教教誨」と「一般教誨」の違いについては、憲法によってそれぞれの在り方が定められているので、活動の内容も全く違うということと、それを担当している教誨師も国に使える者か、

宗教者かという部分で大きく違うことがわかった。そして、この二つの教誨がある中で「宗教教誨」の何が現代に必要なのかというと、教誨を行っているその宗教の「こころ」を丁寧に教誨の中で論していくことで、被収容者が自分自身の悩みや問題を受け止め自発的に先に進めるように手助けすることができる。この部分に宗教教誨の存在意義があるのだ。

# 宗教—コピ—廠

参考文献

書籍

赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来 矯正・保護と宗教意識』本願寺出版社、二〇一六年

山田義俊『全国教誨師連盟創立五十周年記念誌 歩み続ける宗教教誨』財団法人全国教誨師連盟、二〇〇六

年

教誨百年編纂委員会『教誨百年』上下、真宗大谷派本願寺、一九七三年

堀川恵子『教誨師』講談社、二〇一四年

久松潜一 佐藤謙三『角川国語辞典新版』角川書店、一九八二年

論文

禿川尊法「真宗における教誨の研究」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三五、二〇一三年

我藤諭「教誨師活動と受刑者の社会復帰支援の可能性」『社会科学研究年報』四二、二〇一一年

ウェブサイト

「公益財団法人全国教誨師連盟」 <http://kyoukaishi.server-shared.com/> 二〇一七年一月二日閲覧



1 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三十二頁参照。

2 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三五頁。

3 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三六頁。

4 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三六頁。

5 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三六頁。

6 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、三八、四〇頁参照。

7 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、四一頁。

8 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、五六頁。

9 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、八六頁。

0 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、六八頁。

1 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、七六頁。

2 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、七七頁。

3 赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来』一六四頁。

4 赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来』一七六頁。

5 我藤論「教誨師活動と受刑者の社会復帰支援の可能性」一七六頁。

1 公益財団法人全国教誨師連盟 <http://kyoukaishi.server-shared.com/index.html> 二〇一七年一月二六日閲覧。

5 公益財団法人全国教誨師連盟 <http://kyoukaishi.server-shared.com/actual1.html> 二〇一七年十二月二七日閲覧。

1 山田義俊『全国教誨師連盟創立五十周年記念誌 歩み続ける宗教教誨』七三頁。

1 禿川尊法「真宗における教誨の研究」九八頁。

1 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、八〇頁。

1 教誨百年編纂委員会『教誨百年』上、八〇頁。

2 赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来』一六三頁。

2 赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来』一六三頁。

2 赤池一将 石塚伸一『宗教教誨の現在と未来』一六四頁。

禁 廠

コピー — 厳禁